

平成 15 年度の都内における化学物質の環境への排出量等について

環境確保条例に基づき、事業者から報告のあった適正管理化学物質の排出量等の集計結果をとりまとめたので、お知らせします。

なお、平成 15 年度の環境への排出量は、前年度に比べて減少していることがわかりました。

【集計結果の概要】

1 報告件数及び業種毎の特徴

- ・ 平成 15 年度は 2,977 事業所から報告があった（図 1）。
- ・ 化学物質の使用量の多い業種は燃料小売業、石油卸売業等である（図 2）。
- ・ 排出量の多い業種は、印刷業、輸送用機械器具製造業等である（図 3）。

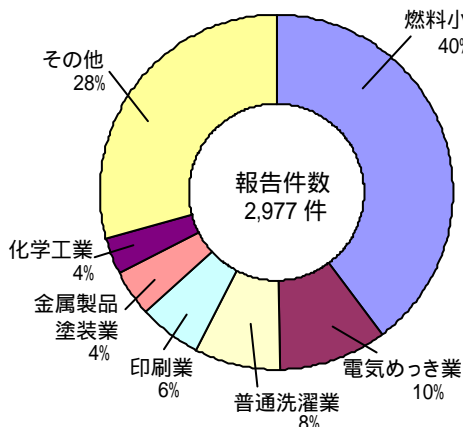


図 1 業種別報告件数の割合

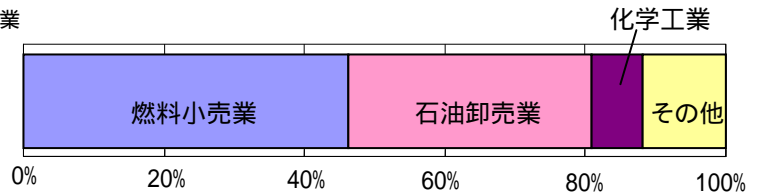


図 2 使用量の多い業種

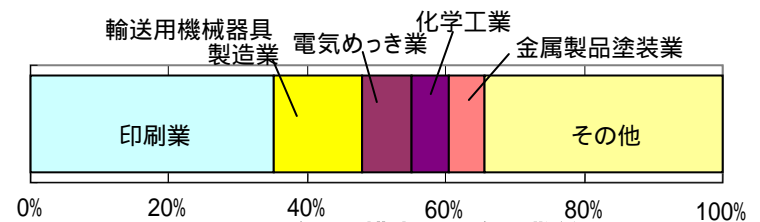


図 3 環境への排出量の多い業種

2 環境へ排出された化学物質

- ・ 化学物質の使用量（666,500 トン）の 1.1%が環境中に排出され、その量は 7,700 トンであった。
- ・ 環境への排出量のほとんどすべてが大気中に排出され、その大部分が V O C（揮発性有機化合物）である。
- ・ 排出量の多い化学物質は、トルエン、イソプロピルアルコール等である（図 4）。

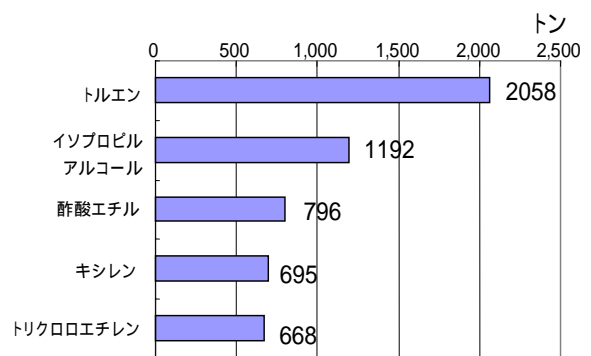


図 4 環境への排出量の多い物質

【次ページに続く】

【問合せ先】

環境改善部 有害化学物質対策課
池田（直通 03-5388-3502 都庁内線 42-410）
佐藤（直通 03-5388-3503 都庁内線 42-415）

3 排出量の経年変化

- 平成 15 年度排出量(7,700 トン)は前年度(8,000 トン)に比べ、300 トン減少した(図 5)。
- これは、印刷業、化学工業、輸送用機械器具製造業等で排出量が減少したことによるもので、特に、印刷業の寄与が大きい(図 6)。
- 物質別に見ると、イソプロピルアルコール、酢酸ブチル、トルエンなど印刷業や輸送用機械器具製造業で使用されている物質が減少している(図 7)。

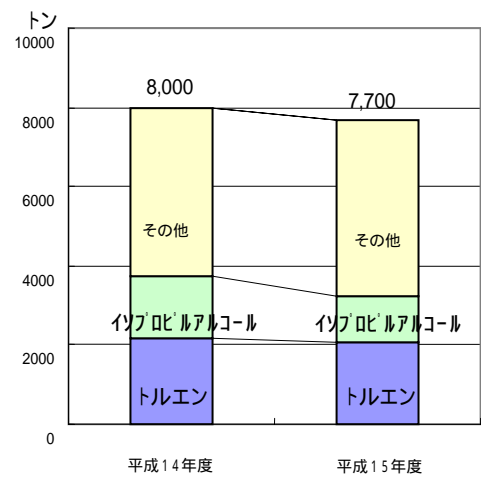


図 5 環境への排出量年度比較

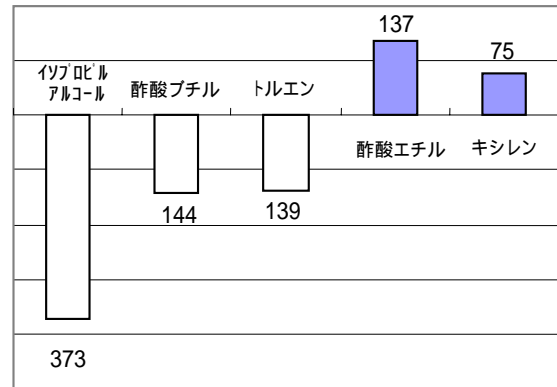
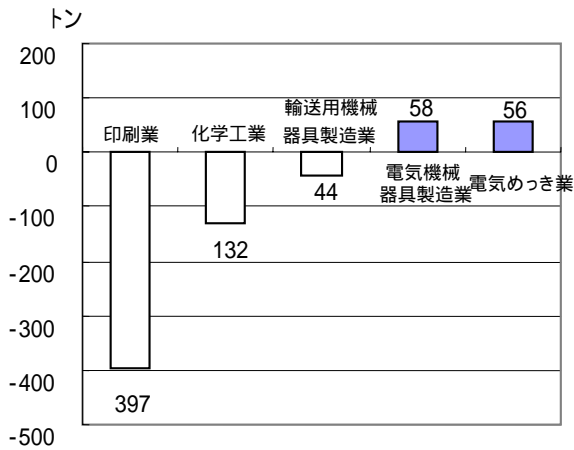


図 6 環境への排出量前年度比増減(業種別) 図 7 環境への排出量前年度比増減(物質別)

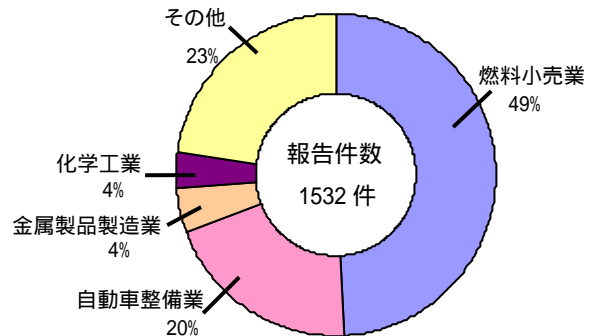
詳細な内容は環境局ホームページに掲載しています。
 URL : <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp>

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく集計結果（東京都分）

1 報告件数

事業所からの報告件数は 1,532 件（全国の 3.7%、全国 41,079 件）であり、前年度の 1,087 件から大幅に増加した。

これは、報告対象である取扱量が年間5トンから1トンに引き下げられたことによるものである（参考図 1）。



参考図 1 業種別報告件数の割合

2 排出量・移動量の概要

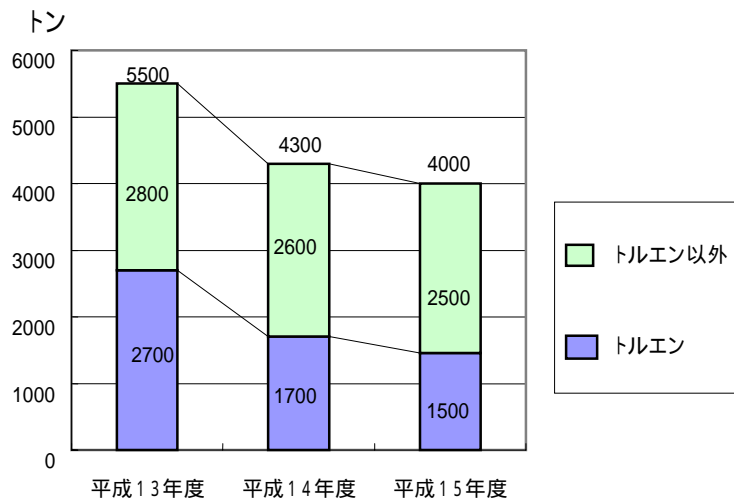
平成 15 年度の化学物質の排出量は 4,000 トン（全国の 1.4%、全国 291,000 トン）、移動量は 2,800 トン（全国の 1.2%、全国 240,000 トン）であった。

排出量・移動量の多い化学物質は、VOC であるトルエン、ジクロロメタン、キシレンなどであった。

3 環境への排出量の経年変化

平成 13 年度から平成 15 年度にかけて、排出量は減少し続けている。平成 15 年度の排出量は平成 13 年度に比べ 28%、平成 14 年度に比べ 7% 減少している（参考図 2）。

物質別に見ると、トルエンの減少が顕著であり、これは、印刷業で削減対策が進んでいることによるものである。



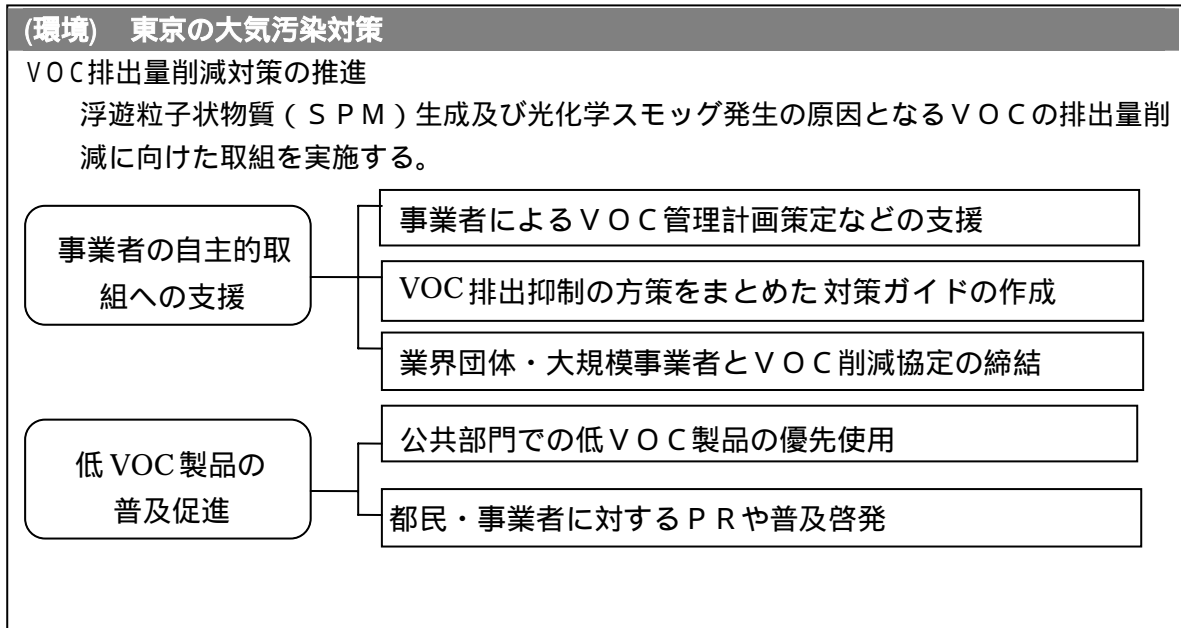
参考図 2 環境への排出量年度比較

東京都のVOC削減対策

東京都は、都内の大気環境を一層改善していくため、平成 17 年度重点事業として VOC 削減対策に取り組めます。

あわせて、環境確保条例に基づく化学物質適正管理制度により、化学物質(VOC)の適正管理を進め、排出削減に向けた自主管理の徹底を図っていきます。

平成 17 年度重点事業の 1 つとしての VOC 対策



VOC の発生源と大気汚染